

実績目標(小) 1-4 : 国際化への取組

上記目標の概要	<p>経済の国際化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、一つの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、所得が租税回避行為等によりどこの国においても課税されない「課税の空白」の問題が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。このため、各国税務当局との相互協議を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、各国税務当局との情報の交換や経験の共有を図り、協力関係を強めることにより、租税回避行為等の問題に対応します。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>実1-4-1 : 租税条約等に基づく情報交換 実1-4-2 : CRS (共通報告基準) に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組 実1-4-3 : 相互協議事案の適切・迅速な処理 実1-4-4 : 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有 実1-4-5 : 開発途上国に対する技術協力</p>
----------------	---

実績目標(小) 1-4 についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>施策「実1-4-1」、「実1-4-3」、「実1-4-4」及び「実1-4-5」の評定は「s 目標達成」でしたが、施策「実1-4-2」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国際的な二重課税・租税回避行為(税源浸食と利益移転(BEPS))等の問題に対応するため、租税条約等に基づく相互協議・情報交換を実施すること、また、開発途上国に対する技術協力を含め、各国税務当局との経験の共有を図ることは、重要な取組です。</p> <p>平成29事務年度においては、相互協議・情報交換に適切かつ積極的に取り組んだほか、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等のため、国際会議に積極的に参画し、また、開発途上国への技術協力にも積極的に取り組みました。</p>

施策	実1-4-1：租税条約等に基づく情報交換						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実1-4-1-A-1：情報提供要請に対する90日以内の対応 (単位：%)						
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	—	—	100	100	100	○
	実績値	—	93.3	100	100	100	
	<p>(出所) 長官官房国際業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠) 外国税務当局からの情報提供要請への対応が的確・迅速に行われているかを測定するため、90日以内の対応割合を指標として設定しています。目標値は、「税の透明性及び情報交換に関するグローバルフォーラム」において、外国税務当局からの情報提供要請に対して、「要請を受けた日から90日以内」に、要請された「情報の提供」又は「進捗状況を通知」するとされていることを踏まえ、100%としています。</p> <p>(注) 90日以内で要請された「情報の提供」が困難な場合、相手国との良好なコミュニケーションを維持するため、要請された情報の提供に向けた「最新の処理状況（進捗状況）」を通知することとされています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 外国税務当局からの要請に対する迅速な対応について、会議や研修等を通じて職員への周知を図ること等によって、迅速かつ的確な情報交換の実施に取り組みました。 事案の困難性・複雑性により回答に要する時間が異なりますが、上記のような取組の結果、全ての事案について、外国税務当局から要請を受けた日から90日以内に、要請された情報の提供又は進捗状況の通知を行いました。 実績値が目標値を達成したことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実1-4-1に係る参考情報

参考指標 1：租税条約等に基づく情報交換件数 (単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
情報交換件数	270,279	272,232	306,665	737,943	830,582
うち個別事案について 外国に要請したもの	720	526	366	473	766
うち個別事案について 外国から要請されたもの	106	125	158	415	137

(出所) 長官官房国際業務課調

施策	実1-4-2：CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組	
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-4-2-B-1：CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組	
	目標	<p>CRSに基づく非居住者の金融口座情報の情報交換を、平成30年に円滑に開始するため、OECDにおける作業への貢献のほか、各国の税務当局との連携強化、システム開発、制度の広報・周知・相談対応など実施に向けた準備に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>CRSに基づく非居住者の金融口座情報の情報交換は、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的としており、G20等の国際会議において、平成30年末までに開始する旨の共同声明が発表されるなど、国際的に円滑な実施が求められていることから、目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>国際会議への参加等を通じてOECDにおける作業に貢献したほか、各国の税務当局と連絡を密にし、情報の共有やデータ送受信のテストを行うなど、準備に的確に取り組みました。</p> <p>また、システム開発を着実に進め、平成30年5月1日までに国内金融機関等から非居住者金融口座情報の初回報告を受領しました。</p> <p>平成30年9月には、各国の税務当局とデータの送受信を行うためのシステムをリリースしました。</p> <p>国内金融機関等に対しては、国税庁への報告に関する説明会を実施するとともに、報告のためのテスト環境を提供し、円滑な報告が行われるよう取り組みました。また、国税庁ホームページに掲載するFAQ等の資料の充実を図るなど、制度の広報・周知に取り組むとともに、電話相談にも適切に対応しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>CRSに基づく金融口座情報の情報交換について、平成30年の円滑な開始に向け、OECDにおける作業への貢献のほか、各国の税務当局との連携強化、システム開発、制度の広報・周知・相談対応など、実施に向けた準備に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>一方、CRSに基づく金融口座情報の情報交換は平成30年から開始されたところであり、今後、本格的に取り組んでいく中で、状況に応じた的確な対応を行っていく必要があると考えています。</p>
施策についての評価	a 相当程度進展あり	
評価の理由	<p>測定指標の達成度は「○」であったものの、CRSに基づく金融口座情報の情報交換は平成30年から開始されたところであり、今後の状況に応じ、的確に取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

施策	実1-4-3：相互協議事案の適切・迅速な処理		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-4-3-B-1：相互協議事案の適切・迅速な処理		
	目標	<p>個々の相互協議事案について機動的・効率的な相互協議を実施し、適切・迅速に処理します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>条約相手国の税務当局との間で相互協議を実施することにより、国際的な二重課税を排除することは、適正・公平な課税を実現する上で不可欠であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>各国の税務当局との連絡を密にし、機動的かつ効率的な相互協議を実施しました。</p> <p>また、新興国に対しては、技術協力の積極的な実施により、国際的な課税ルールへの浸透を促るとともに、相互協議で建設的な議論が行われることで事案処理が促進されるよう、相互協議の手続や進め方に関する知識やベストプラクティスを共有し、相互協議の進捗に努めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>相互協議の適切かつ迅速な処理に向けて積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-4-3に係る参考情報

参考指標 1：相互協議事案の処理状況 (単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
発生	内152 197	内149 187	内151 195	内131 162	内166 206
処理	内141 174	内121 141	内126 155	内143 171	内122 166
繰越	内302 379	内330 425	内355 465	内343 456	内387 496

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

参考指標 2：OECD非加盟国との相互協議事案の処理状況 (単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
発生	内19 45	内23 40	内26 56	内28 41	内44 76
処理	内16 30	内12 19	内11 23	内20 28	内23 54
繰越	内69 111	内80 132	内95 165	内103 178	内124 200

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

参考指標 3：相互協議事案の平均的処理期間

(単位：月)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処理期間	内20.9 22.6	内22.2 22.4	内25.7 26.0	内28.9 29.1	内30.7 29.9

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る期間を示します。

施策	実1-4-4：各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実1-4-4-B-1：外国税務当局との経験の共有		
	目標	<p>各国に共通する税務執行上の諸問題について、多国間会合及び二国間会合を通じて、各国税務当局との間で経験の共有を図ります。</p> <p>(目標の設定の根拠) 各国税務当局が共通して抱える諸問題について情報や経験の共有を図ることは、国際課税に関する問題解決等のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) OECD関連会議等の国際会議へ積極的に参画し、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備に貢献したほか、各国税務当局共通の諸問題に関する経験の共有を図り、税源浸食と利益移転(BEPS)対策の実施や納税者のコンプライアンスの向上策等の課題に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 国際会議への参画を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針(OECD移転価格ガイドライン等)の整備に引き続き貢献しました。また、国際的な税務コンプライアンスの向上や、税務当局と企業とのコミュニケーションの強化等の各国共通の問題に関し、OECD関連会議やアジア税務長官会合(SGATAR)等の多国間会合、フィリピン、モンゴル及びシンガポール等との二国間会合を通じて、経験の共有、問題解決に取り組み、各国税務当局との協力強化に努めました。 このように、各国税務当局に共通する諸問題に関して経験の共有を図り、その解決に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-4-4に係る参考情報

参考指標 1：税務当局間の主な国際会議

会議名	検討状況
OECD税務長官会議 (FTA) 関連会議 (平成29年9月開催)	OECD加盟国及び主要な非加盟国・地域の長官クラスが参加し、税源浸食と利益移転（BEPS）対策の実施、「税の安定性」向上のための取組、納税者のコンプライアンス向上策、税務行政の将来等に関する具体的な議論が積極的に行われました。
アジア税務長官会合 (SGATAR) (平成29年11月開催)	<p>アジア太平洋地域の長官クラスが参加し、税務職員向けの能力向上プログラムのあり方、国際機関に対する常任オブザーバーの地位の付与等について議論が行われたほか、各国の長官等から、それぞれの国・地域での取組や課題についての説明が行われました。</p> <p>なお、この機会を活用して、フィリピン、モンゴル、シンガポール、オーストラリア、カンボジア及びインドネシアとの間で二国間会合を行い、今後のSGATARの在り方や二国間の協力に関して意見交換を行いました。</p>

(出所) 長官官房国際業務課調

施策	実1-4-5：開発途上国に対する技術協力						
測定指標（定量的な指標）	[主要]実1-4-5-A-1：開発途上国に対する技術協力の満足度（受入研修）						（単位：％）
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	98.3	96.4	99.1	100	100	
	<p>（出所）長官官房国際業務課、税務大学校調 （注）数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査のうち、研修内容の有用性について、「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.141に記載しています。</p> <p>（目標値の設定の根拠） 開発途上国に対する技術協力として実施した受入研修の満足度を測定するため、研修受講者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定期理由） 開発途上国における税務行政の改善・向上のため、開発途上国の税務職員を研修員として日本国内に受入れ、講義・視察を実施しました。 受入研修には複数国を対象とするものと特定の1か国を対象とするものがありますが、研修員の受入に当たっては、開発途上国のニーズを踏まえるだけでなく、その税務行政の現状や問題点も把握した上で、講義内容の決定や研修教材の作成を行いました。また、研修分野についての十分な知識・経験を有する職員を講師とするなど、技術協力がそれぞれの開発途上国の税務行政の改善に有用なものとなるよう努めました。 これらの支援を通じて、アジア諸国を中心とした税務当局との協力関係が強化されたほか、それら諸国の投資環境の改善にも貢献しました。 こうした取組の結果、受入研修についての満足度は100%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
	[主要]実1-4-5-A-2：開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派遣）						（単位：％）
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	90	90	90	90	90	○
	実績値	92.2	92.1	94.5	94.5	91.5	
	<p>（出所）長官官房国際業務課、税務大学校調 （注）数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査のうち、研修内容の有用性について、「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。アンケート調査の概要については、P.142に記載しています。</p> <p>（目標値の設定の根拠） 開発途上国に対する技術協力として派遣した講師に対する研修受講者の満足度を測定するため、アンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定期理由） 開発途上国における税務行政の改善・向上のため、国際課税、電子商取引、職員研修等の分野について、アジア諸国に当庁職員を講師として派遣し、講義を実施しました。 当庁職員の派遣に当たっては、開発途上国のニーズを踏まえるだけでなく、その税務行政の現状や問題点も把握した上で、講義内容の決定や研修教材の作成を行いました。また、研修分野につい</p>						

	<p>ての十分な知識・経験を有する職員を講師とするなど、技術協力がそれぞれの開発途上国の税務行政の改善に有用なものとなるよう努めました。</p> <p>これらの支援を通じて、アジア諸国を中心とした税務当局との協力関係が強化されたほか、それら諸国の投資環境の改善にも貢献しました。</p> <p>こうした取組の結果、職員派遣についての満足度は91.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-4-5に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対する技術協力

①受入研修

(単位：国、人)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国際税務行政セミナー・一般コース	国数	16	17	16	15	15
	人数	16	17	16	15	15
国際税務行政セミナー・上級コース	国数	13	13	9	8	9
	人数	13	13	9	10	9
国税庁実務研修	国数	11	13	14	9	11
	人数	20	17	18	15	15
アジア国際課税研修	国数	6	6	6	7	6
	人数	16	12	8	11	12
国別税務行政研修	国数	6	6	3	4	4
	人数	116	111	56	96	79
合 計	国数	52	55	48	43	45
	人数	181	170	107	147	130

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注1) 「国別税務行政研修」は、カウンターパート研修(下記②職員派遣の「長期のもの(1年以上)」に該当する職員派遣国に対する研修)を含みます。

(注2) 「合計(国数・人数)」は、延べ数となります。

②職員派遣

(単位：国、人)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短期のもの	派遣国数	5	5	6	5	5
	派遣人数	15	14	18	24	17
長期のもの (1年以上)	派遣国数	3	2	3	3	5
	派遣人数	3	2	3	3	5
合 計	派遣国数	8	7	9	8	10
	派遣人数	18	16	21	27	22

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注) 「合計(派遣国数・派遣人数)」は、延べ数となります。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(実1-4-1：租税条約等に基づく情報交換)

租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応します。

(実1-4-2：CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組)

CRS（共通報告基準）に基づく情報交換は、平成30年以降、毎年4月末（平成30年は5月1日）までに国内金融機関等から非居住者金融口座情報の報告を受け、租税条約等に基づき、毎年9月末までに外国の税務当局へ情報提供を行うとともに、諸外国からもその国の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報の提供を受けることとなっていることから、外国税務当局との間で、この情報交換を円滑かつ的確に実施します。なお、この情報交換の実施が始まることを受けて、施策名を変更します。

(実1-4-3：相互協議事案の適切・迅速な処理)

協議相手国の税務当局と連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に努めるとともに、税務当局間の会議等の機会も通じて関係の構築を図り、相互協議の適切・迅速な処理に取り組みます。

(実1-4-4：各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有)

国際会議への参加を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等により引き続き貢献するとともに、各国税務当局との経験の共有を図ります。

(実1-4-5：開発途上国に対する技術協力)

各国税務当局との関係強化、また投資環境改善のため、開発途上国に対し、技術協力を実施します。

各施策の評価結果の反映

財務省政策評価懇談会における意見

○ 資金の流れの国際的な捕捉がますます必要になってくる中、国際化への対応に関して、引き続き、しっかりと取り組んでいただきたい。

実績目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策

該当なし

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報

国税庁レポート2018（国税庁）

<p>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</p>	<p>(実1-4-1：租税条約等に基づく情報交換) 租税条約等に基づき、我が国から情報交換の要請を効果的・効率的に実施する一方で、外国税務当局からの情報提供要請については事案の進行管理の更なる徹底を図り、適切に対応しました。</p>		
	<p>(実1-4-2：CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組) 平成29事務年度新規施策。</p>		
	<p>(実1-4-3：相互協議事案の適切・迅速な処理) 事案の進行管理を徹底しつつ、国際会議等の機会を利用して相互協議を実施するなど、機動的かつ効率的な協議の実施により事案の適切・迅速な処理に努めました。</p>		
	<p>(実1-4-4：各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有) 国際課税に関する各国共通の執務上の指針の整備等のため、国際会議に積極的に参画するなどしました。</p>		
	<p>(実1-4-5：開発途上国に対する技術協力) 各国税務当局との関係強化、また投資環境改善のため、開発途上国に対し、技術協力を積極的に実施しました。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>長官官房（国際業務課、相互協議室）、課税部（法人課税課）、徴収部（徴収課）、調査査察部（調査課）、税務大学校</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>平成30年10月</p>